

令和 6 年度

第 8 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年11月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第8回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 非農地判断について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (10名)

1番委員：加藤 浩明

2番委員：中村 康之

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 久雄

5番委員：井口 峰幸

6番委員：江澤 正久

7番委員：小高 一哲

8番委員：齊藤 一生

9番委員：矢代 とみ江

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 1 時 30 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 8 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。
議 長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 8 番の齊藤委員と 9 番矢代委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3－21。所在：小土呂地先 3 筆。地目：田。地積：5,707 m²。譲渡人：町外の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/遠隔地に住んでいるため耕作ができない。譲受人/田を耕作するため。権利内容：所有権移転。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	議案第 1 号、番号 3－21 については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

矢 代 委 員 (9 番)	議案第1号、番号3－21について、10月30日午前中に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、耕作放棄地となっておりますが、昨年まで耕作されていたそうです。 譲渡人は、遠隔地に住んでいるため耕作していないそうです。 譲受人は、水稻を作付けしているがサルの被害が多く収益が悪く、紹介された場所を見た時に柵等をしていないため被害が少ないと思い申請地を取得し水稻を作付けしたいそうです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号3－21について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3－21につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事 務 局 (寺 井)	2頁をお開きください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号4－2。所在：筒森地先1筆。地目：田。地積304㎡。地種2種。申請人：町内の方。転用事由：申請地の隣接地に居住しているが、倉庫及び車庫用地が無く生活上支障があったため、申請地に建築してしまった。農地法の許可手続きを事前に得なければならない事を知らずに工事をしてしまった。申請地は埋め立て等を行わず、砂利敷とし、整地のみ行った。始末書付き。 この案件は、遊休農地調査の際に建物が建っていたため委員が所有者に対して申請するように声掛けを行った結果、申請につながった案件です。 事務局からの説明は以上です。

議 長 (渡辺会長)	議案第2号、番号4-2については、中村委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。
中 村 委 員 (2 番)	議案第2号、番号4-2について、10月29日11時頃から事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 数十年前から庭化しており生垣で囲われた宅地内の状態で、庭木が植えられており、部分的に家庭菜園として利用されていましたが、そこに倉庫を建ててしまったということです。 所有者は相続した際に、庭化していたため農地としての意識がなかったとのことですので ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号4-2について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号4-2につきましては許可することで決定いたします。 議案第3号「非農地判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	3頁をご覧ください。 議案第3号「非農地判断について」次の土地について、非農地判断の審議を求める。 番号6-24。所在：小田代地先8筆。地目：畑及び田。地積5,758㎡。 利用状況：1筆を除き進入路がなく耕作機械の搬入不可、傾斜地、狭小地のため耕作に不向き等の理由から総会に諮ることとした。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 番号6-24については、中村委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
中 村 委 員	議案第3号 番号6-24について、10月29日10時、代理人、事務

(2 番)	局と現地調査を行ってきましたので報告します。
	申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。
	1筆は2年前までは私が耕していたので、非農地とはならないと思います。
	その他の筆は、水がなく道も狭く機械類等が入れないため非農地として判断して問題ないと思います。
	ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
	質問が無いようですので、番号6 - 24について1筆以外非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号6 - 24につきましては1筆以外非農地として判断することで決定いたします。
	議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。
	事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	4頁をご覧ください。
	議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。
	番号6 - 16。所在：大多喜地先1筆。地目：田。地積119㎡。
	利用状況：学校用地として使用されている。
	番号6 - 17。所在：横山地先2筆。地目：畑及び田。地積58.6㎡。
	利用状況：隣接の宅地と一体として使用されている。
	事務局からの説明が終わりました。
議 長 (渡辺会長)	番号6 - 16については、小高委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
小 高 委 員 (7 番)	議案第4号 番号6 - 16について、10月23日午後、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。
	申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。
	申請地は、私が小学生だった40年前はすでに学校用地として利用されていました。

議 長 (渡辺会長)	ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 1 6 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 1 6 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 番号 6 - 1 7 については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
矢 代 委 員 (9 番)	議案第 4 号 番号 6 - 1 7 について、1 0 月 1 9 日午前中、申請者と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、宅地です。 宅地の周りは、槇の木の垣根で囲まれており、庭木も植えられております。 昭和 4 7 年 1 2 月頃から宅地と一体で利用されています。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 1 7 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 1 7 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。なお、本案件の 6 - 3 6 は〇〇委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは〇〇委員には退室していただきます。

事務局 (寺井)	【〇〇委員退室】 事務局の説明をお願いします。 5 頁をご覧ください。 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について審議を求める。 番号 6－36 所在：西部田地先 1 筆。地目：田。地積：1,182 m²。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：30kg/筆。期間：5 年間。切り替え なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 5 号番号 6－36 は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 5 号番号 6－36 は原案どおり決定することとします。 〇〇委員の入室を認めます。 【〇〇委員入室】 続きまして、番号 6－37 以降の案件について事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	番号 6－37 以降の説明をします 新規が 2 件、切り替えが 1 件です。 番号 6－37 所在：久我原地先 1 筆。地目：田。地積：915 m²。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：30kg/10a。期間：10 年間。切り替え 番号 6－38 所在：下大多喜地先 1 筆。地目：田。地積：2,146 m²。 貸付人：町外の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：0 円。期間：10 年間。新規。 番号 6－39 所在：下大多喜地先 2 筆。地目：田。地積：3,391

	m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米 30 kg/10a。期間：10 年間。新規。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり 2 件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第 2 号 非農地判断について、次の土地は、調査の結果農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地であることが確認されており、所有者から申請があり非農地の通知を行ったので報告する。 1 件の申請があり、非農地として回答しました。 報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 5 件の照会があり、資料のとおり回答しました。 報告第 4 号 利用権の中途解約に関する通知について、次のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり 9 件の利用権の中途解約処理をしました。 報告事項は以上となります。

議 長 (渡辺会長)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事 務 局 (鈴 木)	地域計画地図の最終確認についての依頼
議 長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事 務 局 長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会 (午後 3 時 0 0 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月5日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 矢代 弘江

署名委員 齋藤 一生